

当面の本市の取り組みについて

本部長

国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」、これに伴う宮城県による営業時間短縮の協力要請等を受け、本市においても、5月5日までの適用期間において、以下の取り組みを実施。

1 市民、事業者への周知、呼び掛けの強化

- ・まん延防止等重点措置適用、県・市独自の緊急事態宣言について市民への周知を強化・継続
- ・不要不急の移動の自粛や、飲酒を伴う会食などにおける大人数や長時間および飲食の自粛及び会話の際のマスク着用などの基本的な感染予防対策の徹底を呼び掛け
- ・時短要請した時間以降、みだりに飲食店等に入入りしないこと等の周知を徹底
- ・飲食店等事業者に向け感染拡大予防ガイドラインを踏まえた取組の徹底を呼び掛け

2 営業時間短縮要請、協力金の支給など

- ・4月5日以降要請分の対象施設、要請内容等について周知の徹底
- ・県と共同で飲食店の見回り・働き掛けを実施
- ・支給単価の見直しを含む協力金制度の丁寧な説明・周知および円滑な支給に向けた迅速な準備

3 PCR検査等の充実

- ・ 入所型の高齢者施設等の職員を対象にした検査
- ・ 感染再拡大の端緒をとらえて早期対応につなげるため、感染の拡大を早期に探知できると考えられる場所でモニタリング調査
- ・ 陽性者が多数確認されている歓楽街等の飲食店従業員を対象とした集中的な検査の継続

4 市主催イベント等の休止・延期、市民利用施設の休館等

- ・ 本市ガイドラインに基づき、市民利用施設休館等の対応を継続